

パナソニック松愛会ハムクラブ無線室運用細則

第1条：目的

本細則は、パナソニック松愛会ハムクラブ（以下 SARC という）の無線室運用規則を補足するものである。

第2条：無線室使用の申込み および 使用許可

(1) 無線室使用の申込み方法

使用を希望する者は、SARCのホームページにアクセスし、「無線室使用予定」の項目を開き、無線室使用予定表（カレンダー）を呼び出し、各自が予定を記入するものとする。

また、運用予定日は、向こう3か月先を限度とする。

運用予定日が重なった場合は、当該者間で調整すること。

このとき、原則としてSARC会員が優先して使用できるものとする。

なお、無線室のある枚方・HRDC構内に入門するには、事前に所定の「入門許可依頼」を枚方・HRDC担当者に電子メールで提出し、入門の許可を得ること。

(2) 無線室の使用許可

無線室は、主に社団局運営として無線交信をする目的で設営されたものであり、下記項目に違反した者は、SARCの役員会の審議を経て、以後の入室禁止措置をとることができる。

- ・無線室の使用時間は、基本的に午前6時から午後10時までとする。
- ・個人で移動局として運用する場合は、空中線電力は免許の範囲とし最大 50Wとする。
- ・持ち込んだ個人のいかなる所有物も、無線室に常置せず必ず持ち帰ること。
- ・無線室で生じたごみ類も、無線室に放置せず必ず持ち帰ること。

第3条：3.5MHz 帯 以下の周波数の使用

7MHz 帯 未満のアンテナが設置されていないため、3.5MHz 帯 以下の周波数を使用する場合は、仮設のアンテナを設置することを許可する。

ただし、当日の運用終了とともに、当該設備をその都度 直ちに撤去すること。

この仮設アンテナ等に関わる部材は各自が持参し、持ち帰るものとし、無線室内外の環境に支障を来すものではないこと。

第4条：無線設備と空中線電力

無線室内に設置された設備 ならびに 持ち込む無線設備は、電波法に基づいて許可されたものでなければならない。

空中線電力は最大 200W とし、いかなる理由があろうとも、これを超えてはならない。

また、許容電力や使用周波数帯の範囲であっても、隣接のNTT無線設備管理者等から障害の連絡があったときは、直ちに運用を中止し、SARC会長にその旨連絡しなければならない。

第5条：無線室内のレイアウト および 結線図等

無線室管理責任者は、無線設備の運用と維持に必要な書類を作成し、室内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第6条：チェックリスト および 改善要望等の記載

入室者、使用者は、チェックリストに下記の事項を必ず記帳しなければならない。

- ・使用者名
- ・入退室時刻
- ・使用リグ
- ・使用周波数 および 電波形式
- ・リグの不具合
- ・無線設備 および 環境 に関する 改善要望、その他気づいた点

第7条：制定

この細則は、平成19年年11月30日 に制定し、同日から施行する。

この細則の改定は、SARC役員会の審議を経て行い、会員に衆知をはかる。

第8条：改定の記録

- ・平成24年11月30日『SARC クラブ無線室運用規則』の見直し、改定に準じて、この『クラブ無線室運用規則補則』も見直し、『クラブ無線室運用細則』と改め、内容を大幅に改定する。特に、空中線電力の制限 その他 を見直し、全般的に改定する。
- ・平成25年 8月22日 第2条 無線室使用の申込み および 使用許可を改定する。